

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	障害者自立支援給付事業等の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

薩摩川内市は、障害者自立支援給付事業等の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

薩摩川内市長

公表日

令和8年2月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者自立支援給付事業等の実施に関する事務
②事務の概要	<p>薩摩川内市では、身体に障害のある方、知的障害児(者)、精神に障害のある方等に対して医療、保健、福祉の観点から、様々な支援を行います。</p> <p>①障害福祉サービスの受付・審査 ②障害支援区分の認定審査会の開催および認定書等発行 ③障害福祉サービスの決定通知書および受給者証発行 ④障害福祉サービス受給者の国保連合会への異動情報提供および請求情報取込・確認 ⑤更生医療、精神通院医療、育成医療の受付・進達・審査 ⑥更生医療、精神通院医療、育成医療の認定通知書および受給者証発行 ⑦更生医療、育成医療の医療費請求額審査 ⑧補装具の受付・審査・決定通知書等発行 ⑨補装具給付業者請求内容確認 ⑩地域生活支援事業の受付・審査・決定通知書等発行 ⑪地域生活支援事業の請求内容確認</p> <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務(更生医療・育成医療・療養介護医療費)に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・本事業対象者(更生医療・育成医療・療養介護医療費)は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・本事業対象者(更生医療・育成医療・療養介護医療費)が、医療機関受信時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity基幹系システム ・総合福祉システムWell+ ・中間サーバー ・Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援情報ファイル ・心身障害者台帳情報ファイル 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表の9の項 ・番号法第19条6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行政管理部行政経営課(住所: 薩摩川内市神田町3番22号、電話番号: 0996-23-5111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部障害福祉課(住所: 薩摩川内市神田町3番22号、電話番号: 0996-23-5111)
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
	[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底照会を行うことを厳守している。また、本事業対象者(更生医療・育成医療・療養介護医療費)に係る給付に関する事務では上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <p>・複数人によるチェック作業により、人為的なミスが生じないよう留意している。</p>

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人のケースファイルを、施錠可能な書架に保管している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所屬長	障害・社会福祉課長 徳留 真理子	障害・社会福祉課長 穴野 盛久	事後	平成27年4月1日付人事異動
平成28年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所屬長	障害・社会福祉課長 穴野 盛久	障害・社会福祉課長 有西 利朗	事後	平成28年4月1日付人事異動
平成29年5月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年2月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年2月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所屬長	障害・社会福祉課長 有西 利朗	障害・社会福祉課長	事後	文言修正
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	VI リスク対策		平成31年4月1日時点	事後	
令和1年11月1日	I 関連情報	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	II しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	II しきい値判断結果	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	VI リスク対策	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和2年7月8日	VI リスク対策 8. 監査実施の有無	[] 内部監査	[O] 内部監査	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部署	市民福祉部障害・社会福祉課	保健福祉部障害・社会福祉課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和4年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課文書法制室	行政管理部行政経営課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民福祉部障害・社会福祉課	保健福祉部障害・社会福祉課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部障害・社会福祉課	保健福祉部障害福祉課	事後	令和5年4月1日付人事異動
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所屬長の役職名	障害・社会福祉課長	障害福祉課長	事後	令和5年4月1日付人事異動
令和5年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉部障害・社会福祉課	保健福祉部障害福祉課	事後	令和5年4月1日付人事異動
令和7年10月1日	I 関連情報 1-②事務の概要	<p>薩摩川内市では、身体に障害のある方、知的障害児(者)、精神に障害のある方等に対して医療、保健、福祉の観点から、様々な支援を行います。</p> <p>①障害福祉サービスの受付・審査 ②障害支援区分の認定審査会の開催および認定書等発行 ③障害福祉サービスの決定通知書および受給者証発行 ④障害福祉サービス受給者の国保連合会への異動情報提供および請求情報取込・確認 ⑤更生医療、精神通院医療、育成医療の受付・進達・審査 ⑥更生医療、精神通院医療、育成医療の認定通知書および受給者証発行 ⑦更生医療、育成医療の医療費請求額審査 ⑧補装具の受付・審査・決定通知書等発行 ⑨補装具給付業者請求内容確認 ⑩地域生活支援事業の受付・審査・決定通知書等発行 ⑪地域生活支援事業の請求内容確認</p>	<p>薩摩川内市では、身体に障害のある方、知的障害児(者)、精神に障害のある方等に対して医療、保健、福祉の観点から、様々な支援を行います。</p> <p>①障害福祉サービスの受付・審査 ②障害支援区分の認定審査会の開催および認定書等発行 ③障害福祉サービスの決定通知書および受給者証発行 ④障害福祉サービス受給者の国保連合会への異動情報提供および請求情報取込・確認 ⑤更生医療、精神通院医療、育成医療の受付・進達・審査 ⑥更生医療、精神通院医療、育成医療の認定通知書および受給者証発行 ⑦更生医療、育成医療の医療費請求額審査 ⑧補装具の受付・審査・決定通知書等発行 ⑨補装具給付業者請求内容確認 ⑩地域生活支援事業の受付・審査・決定通知書等発行 ⑪地域生活支援事業の請求内容確認</p> <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務(更生医療・育成医療・療養介護医療費)に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・本事務対象者(更生医療・育成医療・療養介護医療費)は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・本事務対象者(更生医療・育成医療・療養介護医療費)が、医療機関受信時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者</p>	事後	PMH対応に伴い追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	I 関連情報 1-③システムの名称	・Acrocity障害者総合支援 ・Acrocity心身障害者台帳 ・中間サーバー	・Acrocity基幹系システム ・総合福祉システムWell+ ・中間サーバー ・Public Medical Hub(PMH)	事後	システム更新及びPMH対応に伴うもの
令和7年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の84の項	・番号法第9条第1項 別表の9の項 ・番号法第19条6号	事後	法令改正に伴うもの
令和7年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の16の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項及び116の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の108の項、109の項及び110の項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条	事後	法令改正に伴うもの
令和7年10月1日	I 関連情報-9. 規則第9条第2項の適用		項目の追加	事後	様式改正に伴うもの
令和7年10月1日	II しいきい値判断項目内の基準日	令和1年11月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点見直し
令和7年10月1日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する 十分である	事後	運用見直し
令和7年10月1日	VIリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である。	事後	様式変更に伴い追記
令和7年10月1日	VIリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底照会を行うことを厳守している。また、本事業対象者(更生医療・育成医療・療養介護医療費)に係る給付に関する事務では上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・複数人によるチェック作業により、人為的なミスが生じないよう留意している。	事後	様式変更に伴い追記
令和7年10月1日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更に伴い追記
令和7年10月1日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である。	事後	様式変更に伴い追記
令和7年10月1日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		個人のケースファイルを、施錠可能な書架に保管している。	事後	様式変更に伴い追記